

レンタル約款

東通商事株式会社（以下「当社」といいます。）は、「レンタル約款」（以下「本約款」といいます。）を定め、本約款に従い、貸渡自動車（以下「レンタルカー」といいます。）を借りる（以下「借受人」といいます。）に貸渡するものと、借受人は本約款を理解し、承諾したうえでこれを借り受けるものとします。

第1条（総則）

- 当社は、借受人の求めに応じ、法令、本約款の趣旨、及び一般の慣習に反しない範囲で借受人との間において特約を定める場合があります。その特約は本約款に優先します。
- 借受人は、当社からレンタルカーを借受け、貨物軽自動車運送事業を行う者として、本約款に定める内容のほか貨物自動車運送事業法、道路交通法、その他関連法令を遵守する必要があります。
- 当社は、借受人の車両の運送について、管理・監督する地位にあらずして、当社が自動車損害賠償保障法上の運行供用者にあたるものではありません。

第2条（予約の申込み及び予約の成立）

- 借受人は、レンタルカーを借りるにあたって、本約款及び別に定める料金表等と同意のうえ、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。
- 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社がレンタルカーの範囲内で予約に応じることができ、当然にレンタルカーの貸渡を保障するものではありません。
- 借受人からの申込み（口頭、書面、メール・FAX等を含みます。）に対して、当社がこれを承諾した時点で契約が成立するものとします。但し、事由の如何にかかわらず、相見積りの申込みを承諾しない場合があります。
- 借受人は、第1項の申込みの際に、当社が求める必要書類を提出する必要があります。

第3条（予約の変更）

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取消し等）

- 借受人は、書面による申出の方法により、予約を取り消すことができます。
- 借受人が、予約した借受開始時刻までに当社の申込手続きが完了しなかったときは、予約が取り消されたものとします。

- 前2項の場合、当社は、借受人に対し、料料金記載の予約取消手数料をご請求場合があります。
- 事故、盗難、不返還、リコール、天災、その他借受人や当社がその責にない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約を取り消されたものとします。

第5条（代替レンタルカー）

- 当社は、借受人から予約のあった車輛のレンタルカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車輛のレンタルカー（以下「代替レンタルカー」といいます。）を貸渡しを申し渡すことができるものとします。
- 借受人が前項の申込みを承諾したときは、当社は借受人を除き予約時と同様の借受条件で代替レンタルカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタルカーの貸渡料金が予約された車輛の貸渡料より高いときは、予約した車輛クラスの貸渡料によるものとし、予約された車輛クラスの貸渡料より低くなるときは、当該代替レンタルカーの車輛の貸渡料によるものとします。
- 借受人は、第1項の代替レンタルカーの貸渡しの申込みを拒絶し、予約を取り消すことができます。
- 前項の場合において、代替レンタルカーの貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰する事由によるときには前条第4項の予約の取消しに準じる扱いとします。

第6条（免責）

当社及び借受人は、予約を取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条及び前条間に該当し得る場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条（予約業務の代行）

- 借受人は、当社に代わって当社の指定する予約業務を取り扱う者（以下「代行業者」といいます。）において予約の申込みをすることができます。
- 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

第8条（貸渡契約の締結）

借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はホームページ等においてこの本約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。

第9条（貸渡条件）

- 借受人は、本約款の内容を全て確認し、当社から提出を求めた資料を提出することを確認し、貸渡契約の締結するものとします。
- 当社は、運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人及び当社が指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めるとあります。
- 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに当社が指定する書類・資料の提示を求め、及び提示された書類の写しをとることがあります。
- 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者となる者と連絡するためのそれらの携帯電話番号・メールアドレス等の告知を求めます。
- 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード、現金、及びその他の支払方法を指定することができます。
- 借受人は、当社の許可なく、契約後の借受期間の延長はできないものとします。

第10条（貸渡契約の締結の拒絶）

- 当社は、借受人又は運転者ほかの各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。
 - レンタル車の運転に必要な運転免許証を提示しないとき
 - 当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
 - 酒気を帯びていると認められるとき
 - 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を見せていると認められるとき。
 - チャルハンダがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき
 - 暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の社会的組織に属している者であると思われるとき

- 当社の取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき
- 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金その他の当社に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき
- 予約に際して定められた貸渡料金を、貸渡契約締結後当社が異なるとき
- 当社が求めた資料、書類の提示・提出がされないとき
- 当社が明示した条件を満たさない時
- その他、当社が適当でないとき認めるとき

第11条（貸渡契約の成立等）

貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタルカーを引き渡したときに成立するものとします。受領済の予約申込みがある場合には、貸渡料金の一部が充てられるものとします。

前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、事前に明示された借受場所で行うものとします。

第12条（貸渡料金）

貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。かつとも、予約の申込み後においても、料金の改定を行うことがあります。

- 基本料金、乗付手数料、免責補償額追加料金、オプション料金、燃料代、配車引取料、その他の料金
- 予約後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して低い貸渡料金によるものとします。

- レンタル料金は原則として現金による前払です。現金前払い以外の場合は別途協議させていただきます。

第13条（貸渡期間）

原則として貸出日（レンタル開始日）から返却日（レンタル終了日）までの日数計数となります。

第14条（借受条件の変更）

- 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条記載の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
- 当社は、前項による借受条件の変更によって業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第15条（点検整備及び確認）

- 当社は、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定める点検を、レンタルカーを貸し渡すものとします。
- 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
- 借受人又は運転者は、レンタルカーの引渡しを受けた後、速やかに前項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づき車体損傷及び付属品の検査によってレンタルカーに整備不良がないことその他レンタルカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
- 借受人又は運転者は、前項の整備不良を発見した場合には、速やかに当社に連絡するものとします。
- 当社は、前項の確認によってレンタルカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。整備の結果、当該レンタルカーの修復が不可能と判断した場合には、当社は、第5条記載の代替レンタルカーの貸渡しの申込み又は既に支払済みの貸渡料金の返却を行います。

第16条（返却場所）

借受人又は運転者は、レンタル終了日にレンタルカーを当社指定場所に原形返却（貸出し時点の原状有変で返却）するものとします。なお、返却に際しては、両者合意のうえで検収し、お客様が検収し提出しないときは、当社の検収をもって有効とします。返却直きます

第17条（管理責任など）

- 借受人又は運転者は、レンタルカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもちレンタルカーを使用し、保管するものとします。
- 借受人又は運転者が使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車場、その他の有料サービスを利用したときは、借受人又は運転者はその利用料金をその自らの責任において、その有料サービスを提供する者に支払うものとします。
- 当社が前項の有料サービスの提供を受ける者から、利用料金等の未払いなどを借受人にレンタルカーの自動車登録番号日時を特定して、その時の借受人の個人情報を開示請求を受けた場合、当社が借受人の個人情報をその請求するのときを、借受人は同意するものとします。

第18条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中に、レンタルカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第19条（禁止行為）

- 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
 - 当社の承諾及び道路運送法に基づき許可等を受けるとないレンタルカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - レンタルカーを特定の用途以外に使用し又は当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
 - レンタルカーを転貸し、又は他に担保の用に供するなどの権利を侵害することとなる一切の行為を行うこと。
 - レンタルカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは差支え、又はレンタルカーを改造若しくは改装等するその原状を変更すること。
- 当社の承諾を受けることなく、レンタルカーを各機种ト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは操縦に使用すること。
- 法令又は公序良俗に違反してレンタルカーを使用すること。
- 当社の承諾を受けることなくレンタルカーについて損害保険に加入すること。
- レンタルカーを盗難に提出すること。
- その他他本誌記載の事項に違反する行為をすること。

- 借受人、運転者若しくはその関係者は、当社の承諾なく当社の事務所、当社の営業店舗若しくは当社の敷地等、内外から撮影、録音若しくは録画又はその画像、音声若しくは映像のSNS等への投稿、配信若しくは発信等の行為をしてはならないものとします。

第20条（違法駐車の場合の措置等）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタルカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車した地域を管轄する警察署に出現して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金をを納付し、及び違法駐車に伴うリコール移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。
- 当社は、警察からレンタルカーの放置違反駐車の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタルカーを移動させ、若しくは引き取りるとともに、レンタル車の借受期間満了時又は当社が指示する時までに取り急ぎ警察署に出現して返還を促すよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタルカーが警察署より移動された場合には、当社が判断し、自らレンタルカーを警察署から引き取る場合があります。
- 当社は、前項の指示を行なった後、当該地域の状況を交際関係官庁又は自治体、領事館等により確認するとともに、処置されていない場合には、処置されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、当該違法駐車反らし事実及び警察署等への出現し、返却者として法律上の措置に従うことと自認する旨の文書に署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
- 当社は、当社が必要と認めるときは、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する当該駐車違反に係る責任追及のための必要と認める行為を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものと、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

- 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に必要な費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に必要な費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
 - 放置違反金相当額
 - 探索に必要な費用及び引当の移動、保管、引取り等必要と費用
- 当社が前項の放置違反金納付命令を受けず、又は借受人が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額を全額を支払わないときは、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全国レンタカー」といいます。）に登録する等の措置をとるとし、借受人はこれに同意するものとします。

- 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金をを納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく返還を処理すべき旨の当社が指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるとともに、当該借受人から、当社に別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとします。
- 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第6項に規定する請求システムに登録する等の措置をとり、又は既に請求システムに登録したデータを削除するものとします。
- 借受人が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後掲当該駐車違反に係る反則金をを納付し、又は公安を提起されたこと等により、放置違反関係費用が取り消された、当社が放置違反の返却を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反相当額のみを借受人に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受け場合においても、同様とします。
- 第6項の規定により、全国レンタカーに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額を全額当社に支払われたときは、当社は全国レンタカーに登録したデータを削除するものとします。

第32条（賠償及び苦情処理）
借受人は、借り受けたレンタルカーの使用に際し、借受人又は運転者が当社のレンタルカーに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者の故意又は重大な過失に帰するものでない事由による場合は除きます。

2 前項より借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタルカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタルカーを利用できないことによる損害については料金表等に定められた期間に損害を賠償し、又は賠償補償を受けるものとします。

3 借受人又は運転者は、借り受けたレンタルカーの使用に際し、借受人又は運転者の故意又は重大な過失により当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第21条（GPS機能）

借受人及び運転者は、レンタルカーに全球測位システム（以下「GPS機能」といいます。）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタルカーの現在位置・運行経路等が記録されると、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- 貸渡契約の終了時に、レンタルカーが所定の場所へ返還されたことを確認するため。
- レンタルカーの管理又は運転者の履行等のために必要と認められる場合に、レンタルカーの現在位置等を確認するため。
- 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービスの品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。
- 借受人及び運転者は、レンタルカーの運行によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することができることに同意するものとします。

第22条（ドライブレコーダー）

借受人及び運転者は、レンタルカードライブレコーダーが搭載されている場合あり、借受人及び運転者の運転状況が記録されると、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を明確にするため。
- レンタルカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
- 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービスの品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。
- 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することができることに同意するものとします。

第23条（レンタルカーの返還拒否）

- 借受人又は運転者は、レンタルカー借受期間満了時までに当社が指定する所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより与えられた損害を賠償するものとします。
- 借受人又は運転者は、天災その他不可抗力により借受期間中にレンタルカーを返還できない場合は、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第24条（返還時の確認等）

借受人又は運転者は、当社立会いのもとレンタルカーを返還するものとします。この場合、通常的使用によって解した箇所があること等を除き、引渡しの状態を確認するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタルカーの返還にあたって、レンタルカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

第25条（借受期間変更時の貸渡料金）

借受人は、貸渡契約の成立後、借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第26条（返還場所等）

借受人又は運転者は、第14条より所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる返還のための費用を負担するものとします。

2 借受人又は運転者は、第14による当社の承諾を受けなく所定の返還場所以外の場所にレンタルカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料金を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×200%

第27条（不返還となった場合の措置）

当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所へレンタルカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないときは、又は借受人の所在が不明となる理由により不返還となし認められたときは、前項を請う等を行う法的措置をとると、一般社団法人全国レンタカー協会に対し不返還報告書を作成するとともに、全日本協システムに登録する等の措置をとるとともに、借受人はこれに同意するものとします。

- 当社は、前項に該当することとなった場合、借受人は、当社に与えた損害をその責任を負うほか、レンタルカーの回収及び借受人又は運転者の探索に必要な費用を負担するものとします。

第28条（故障発見時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタルカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第29条（事故発生時の措置）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタルカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - 直ちに事故の状況・発生経緯等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - 前号の指示に基づきレンタルカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
- 事故に際し相手及び当社が契約している保険会社から賠償を受けることにも、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
- 事故に際し租界と賠償その他の意を要するときは、あらかじめ当社の承認を受けること。
- 借受人又は運転者は、前項の措置と並び、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。
- 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理及び賠償を行うとともに、その解決に協力するものとします。
- 当社は、事故発生発生時の状況を確保することの目的として、ドライブレコーダーが装着されている車両について、術者が発生し、又は反動動なれた場合等の状況を確認するものとします。
- 当社は、必要と認められる場合には、前項の記録を閲覧する等の措置をとるものとします。

第30条（盗難発生時の措置）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタルカーの盗難が発生したときはレンタルカーに関する被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
 - 直ちに最寄の警察に通報すること。
 - 直ちに被害状況・経緯等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第31条（使用不能による貸渡契約の終了）
使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタルカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

- 借受人は、前項の場合、レンタルカーの引取り及び修繕等必要な費用を負担するのとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等の本条第3項又は第4条第5項に定める事由による場合にはこの限りでないものとします。
- 故障等が貸渡し前存在した欠陥、不具合その他レンタルカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社が代替レンタルカーの提供を受けられることができるとします。なお、代替レンタルカーの提供については、第5条第2項を準用するものとします。
- 借受人は、前項の場合、レンタルカーの引取り及び修繕等に必要な費用を負担するのとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等の本条第3項又は第4条第5項に定める事由による場合にはこの限りでないものとします。
- 借受人が前項の故障等によりレンタルカーの提供を受けられないときは、又は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当該代替レンタルカーの提供については、第5条第2項を準用とします。
- 貸渡料金が借受人、運転者及び当社がその責にない事由に帰することできない事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料から、貸渡し及び貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタルカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

第32条（賠償及び苦情処理）

借受人は、借り受けたレンタルカーの使用に際し、借受人又は運転者が当社のレンタルカーに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者の故意又は重大な過失に帰するものでない事由による場合は除きます。

2 前項より借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタルカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタルカーを利用できないことによる損害については料金表等に定められた期間に損害を賠償し、又は賠償補償を受けるものとします。

3 借受人又は運転者は、借り受けたレンタルカーの使用に際し、借受人又は運転者の故意又は重大な過失により当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第33条（保険及び補償）

借受人が前条第1項又は第3項の賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタルカーについて締結した損害賠償保険又は当社の賠償制度により、次の限以内の保険金は又は賠償金を支払われます。

- 対人補償 無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
- 対物補償 無制限（免責金額 5万円）
- 車両補償 1車限年度別（最高金額）

- 人身傷害補償 1事故年度別3,000万円×定員、1名限度額 500万円
- 傷身本約款又は補償額の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 貸渡本約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担となります。なお、特約より第1項の限度額を超過した場合は、特約で定められた限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担となります。ただし、被災災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき被災災害に指定された災害（以下「被災災害」といいます。）による損害については、その損害が当該被災災害に指定された地域において滅失し、且し、又はその他の被害を受けたいレンタルカーに係るものである場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者が故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することと要しないものとします。
- 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
- 第1項第2号又は第3号に定める保険金又は補償額の免責金額に相当する損害については、特約をした場合を除いて借受人又は運転者の負担となります。

第34条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの本約款に違反したとき、又は本約款第10条各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタルカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2 借受人は、前項の解除に該当したときは、当社に生じた損害を賠償するものとします。

第35条（中途解約）

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができます。

- 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。

中途解約手数料＝〔貸渡契約期間に対応する基本料金〕－〔貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金〕×50%

第36条（個人情報利用目的）

当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- レンタルカーの事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等の目的を遂行する目的
- 借受人又は運転者に対し、レンタルカー、その他当社が取り扱っている商品の紹介及びこれに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法によりご案内を行う目的
- 貸渡契約の締結に際し、借受人及び運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否について調査を行う目的
- 当社の取り扱う商品やサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に社外アンケート調査を実施する目的

- 個人情報を統計的に集約・分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成する目的
- 一般社団法人全国レンタカー協会等の審査のため。
- その他当社が必要とする場合

第1項各号に定めがない目的で借受人又は運転者の個人情報を取扱う場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第37条（租税）

当社は、この本約款に基づき借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務いづつも相殺することができるものとします。

第38条（消費税）

借受人は、この本約款に基づき取引に課せられる消費税（地方消費税を含みます。）を当社に対して支払うものとします。

第39条（遅延損害金）

借受人及び当社は、この本約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6％の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第40条（総則）

当社は、この本約款の趣旨を別に定めることができるとし、その趣旨を定めたときは、本約款と同等の効力を有するものとします。

2 当社は、別に趣旨を定めるとし、当社の営業店舗・ホームページに掲載出来るとともに、当社の作成した料金表等については、重要事項を定めるとし、なお、これを変更した場合も同様とします。

第41条（重要事項の情報提供）

当社が借受人に対し、この本約款のうち、借受人の損害賠償責任及び苦情補償責任の内容、当社の保険又は賠償制度の内容及び条件並びに借受人の補償等、事故、盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還遅延となる場合の措置等の重要事項について、貸渡し前明確かつ平易な表現で情報提供するように努めるものとします。

- 借受人は、本約款等の内容について理解するよう努めるものとします。

第42条（本約款等の掲示等）

当社は、本約款等を以下のいずれかの方法により借受人に対して示します。

- 当社の営業店舗において公衆の目に容易により借受人（ディスプレイ等の電子機器に表示されることを含みます。）
- ホームページ・ウェブサイト等に見やすいように掲載

- 書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）の提示

第43条（本約款等の変更）